



## 令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス制度 における交付金・負担金の算定等の在り方 これまでの議論を踏まえた整理の方向性



令和7年11月  
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

# これまでの議論を踏まえた整理の方向性 1/4

## 【検討事項①】令和7年度以降の電話のユニバーサルサービスに係る交付金の金額の算定方法

項目	関連する主なご意見	整理の方向性
第9次IP-LRICモデルのみに基づく算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の取りまとめが反映されるのは、新たな交付金制度とそれに伴う見直し後の現行の交付金制度が開始される令和9年度までの、いわば「繋ぎの期間」についてと理解しているので、リーズナブルに対応していくことが適切ではないか。&lt;砂田委員（第1回）&gt;</li> <li>メタル回線と光回線の経済比較を実施の上、低い方を採用することについて検討するべきではないか。&lt;KDDI、ソフトバンク（第2回）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PSTN網からIP網への移行は完全に完了していることから、<u>令和8年度・令和9年度認可申請分においては、第9次IP-LRICモデルのみに基づき算定を行うべきではないか。</u></li> </ul>
実際の回線種別に基づく算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回検討の対象としている交付金の算定方法が適用される期間を明確化とともに、第9次IP-LRICモデルについても必要に応じて更新することを検討すべきではないか。&lt;楽天モバイル（第2回）&gt;</li> <li>モデルの精緻化についても意見をいただいているが、規制にあまりコストを掛けない形で進めていくと良いのではないか。&lt;大谷委員（第2回）&gt;</li> <li>NTT東西がメタル回線の巻取りを進めていくに当たり、代替サービスへの移行に係る費用については、利用者負担を無償として、NTT東西自身において負担する方針を表明しているが、当該費用を交付金による補填の対象とするのかについて検討が必要ではないか。&lt;相田主査代理（第1回）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT東西によるメタル回線の巻取りと光回線への置換は、令和17年度（2035年度）に向けて、今後順次実施していく予定であり、まだ本格化していないことから、<u>令和8年度・令和9年度認可申請分においては、実際の回線種別に基づき算定を行うべきではないか。</u></li> </ul>
FRTの台数に係るモデル外補正の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、メタル回線の巻取りに伴う代替サービスへの移行が見込まれる中、LRICにおいて、代替サービスについてどのように算定するのか、モバイル網固定電話のように他社設備を利用するサービスをどのように扱うのかといった点については、比較的近い将来において検討していく必要があるのではないか。&lt;相田主査代理（第2回）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LRICについては、現在、接続政策委員会において、その廃止も選択肢の一つとして議論されており、加えて、LRICの改修には相応の期間・リソースを要することから、<u>当分の間は、FRTの台数に係るモデル外補正を継続するべきではないか。</u></li> <li>なお、<u>代替サービスへの移行に係る費用を交付金による補填の対象とするのか、代替サービスについてどのように算定するのか</u>といった点については、<u>NTT東西の具体的な移行計画等を踏まえて検討を行うべきではないか。</u></li> </ul>

# これまでの議論を踏まえた整理の方向性 2/4

## 【検討事項②】災害時用公衆電話への補填開始の可否、補填額の算定方法（1）

項目	関連する主なご意見	整理の方向性
令和8年度認可申請分からの補填の開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る交付金の金額が、すでに基準額※を下回っており、今後も継続的に下回るという見込みであれば災害時用公衆電を補填の対象とすることが適当ではないか。&lt;NTT東西ほか、藤井委員（第2回）&gt; ※ 第一種公衆電話の撤去を開始する前の第一種公衆電話の維持費に係る補填額（令和4年度認可分：37.2億円）。</li> <li>● 補填額について、真に必要な箇所・期間等に限定した上で、適正に算定すべきであり、その算定方法が明確に整理されてから、補填を開始することが適当ではないか。&lt;楽天モバイル（第2回）&gt;</li> <li>● 災害時用公衆電話に効率性の議論はなじまないのではないか。&lt;関口主査（第2回）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NTT東西より、<u>今後、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額が遞減傾向であり、基準額を継続的に下回る</u>という見通しが示されている。</li> <li>● また、事前設置型の災害時用公衆電話（以下単に「災害時用公衆電話」という。）は、災害時に避難所等における通信手段を確保する観点から、地方公共団体からの要請に応じ、NTT東西が設置するものであり、<u>NTT東西のみで設置する数や箇所を決定できるものではない</u>という性質を有している。</li> <li>● 以上を踏まえ、<u>令和8年度以降に認可申請を行う交付金において、災害時用公衆電話のアクセス回線の維持費について、補填を開始るべきではないか。</u></li> </ul>
令和6年度・令和7年度認可分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過年度分について補填を行わないのはリーズナブルで適切だと思う。&lt;春日委員（第1回）&gt;</li> <li>● 過年度分も含めて、実際に要した費用の全額が補填されるべきではないか。&lt;NTT東西（第2回）&gt;</li> <li>● 過年度分の補填、基準額の運用について、事務局案は現実的だと思う。効率性を理由に運用コストを増やすことには反対。&lt;砂田委員（第2回）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニバーサルサービスの提供に係る費用は、本来的には、交付金による全額補填を原則として考えていくべきではあるものの、仮に、過年度分について補填を行うこととする場合、負担金の徴収との時差が生じ、<u>受益と負担の関係性が明確とは言えず</u>、また、<u>事務を過度に複雑化させることから、これらについては補填を行わないこととするべきではないか。</u></li> </ul>
補填額の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過年度分も含めて、実際に要した費用の全額が補填されるべきではないか。&lt;NTT東西（第2回）&gt;【再掲】</li> <li>● 上限額（基準額）を固定せず、負担金抑制の観点から適正な水準となるよう適宜見直すべきではないか。&lt;楽天モバイル（第2回）&gt;</li> <li>● 過年度分の補填、基準額の運用について、事務局案は現実的だと思う。効率性を理由に運用コストを増やすことには反対。&lt;砂田委員（第2回）&gt;【再掲】</li> <li>● 第一種公衆電話の補填額との関係のみを考えるのではなく、今後、加入電話に係る補填額が減少していくのであれば、その減少分を災害時用公衆電話への補填に振り向けるなど、将来的に電話全体で考えていくことも一案ではないか。&lt;藤井委員（第1回）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付金の原資となる負担金が、実態としては携帯電話等の最終利用者に転嫁されていることに鑑み、国民負担を抑制する観点から、<u>基準額と第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額との差額を上限として補填を行うべきではないか。</u></li> </ul>

# これまでの議論を踏まえた整理の方向性 3/4

## 【検討事項②】災害時用公衆電話への補填開始の可否、補填額の算定方法（2）

項目	関連する主なご意見	整理の方向性
補填額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 真に必要な箇所・期間等に限定して算定すべきではないか。&lt;楽天モバイル（第2回）&gt;</li> <li>● 災害時用公衆電話に効率性の議論はなじまないのではないか。&lt;関口主査（第2回）&gt;【再掲】</li> </ul>	
周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設置可能台数が非公表だとしても、例えば、「設置可能な災害時用公衆電話について、避難所数を賄える程度の台数は確保している」など定性的な表現により、NTT東西が災害時用公衆電話をしっかりと整備していることについては発信すべきではないか。&lt;春日委員（第2回）&gt;</li> <li>● 災害時用公衆電話については、思っていたより利用率が低かった覚え。補填 자체について反対ではないが、いざというとききちんと利用できるように、地方公共団体も含めて、平時から訓練をしておくことが必要ではないか。&lt;長田委員（第1回）&gt;</li> <li>● 電話は公共財のような位置付けになっているところ、あつた方が良いということと実際に利用するかどうかには隔たりがあると思う。今回、設置可能台数についてデータを出していただいたが、トラフィックや使用回数といった利用実態についてもデータを出していただき、中々利用されていないということであれば、NTT東西において利用促進のための周知・広報について検討していくべきではないか。&lt;三友委員（第2回）&gt;</li> <li>● 交付金による補填対象となるからには、より利用されることが望ましい。この点、設置した場所の目印等を統一していくことが必要ではないか。&lt;大谷委員（第2回）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時用公衆電話は、災害時に避難所等における通信手段を確保することを目的とした公共性が高いサービスであること、通話料が無料で提供される結果、必然的に赤字になるサービスであり、NTT東西において可能な限り効率的に提供するインセンティブが働くと考えられることを踏まえ、<u>実際に要した費用をベースに算定を行うべきではないか。</u></li> <li>● また、NTT東西においては、災害時用公衆電話の更なる活用に向けて、<u>地方公共団体との訓練等のほか、住民に向けた周知・広報にも取り組んでいく</u>とともに、電話のユニバーサルサービスの周知・広報に係る費用については、制度一般に関するものであれば、現行制度においても補填対象とされていることを踏まえ、<u>その趣旨の範囲において、災害時用公衆電話の周知・広報に係る費用についても、交付金による補填対象とすることが適当ではないか。</u></li> </ul>
接続料との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NTT東西の設備管理部門が通信量に応じて接続料として負担している設備コストを基に、設備利用部門がユニバーサルサービスを提供しており、交付金はその提供コストに係る赤字額を補填するものであるため、他事業者からのコストの二重回収等の影響は生じないのではないか。&lt;NTT東西（第2回）&gt;</li> <li>● NTT東西が過剰に補填を受けることは適切ではないものの、補填額が十分でない場合には、接続料によるコスト回収も活用しながら調整を行うことが適当ではないか。&lt;NTTドコモ（第2回）&gt;</li> <li>● 接続料の原価に転嫁されている災害時用公衆電話の費用については、複雑な制度運用となること、NTT東西の二重回収となることを防ぐため、交付金による補填分を原価から除外すべきではないか。&lt;KDDI・ソフトバンク（第2回）&gt;</li> <li>● 交付金と接続料のそれぞれが対象とする費用の項目を明確化し、項目の重複が生じないよう整理することが必要ではないか。&lt;楽天モバイル（第2回）&gt;</li> <li>● 接続料と交付金については二重回収は生じないという理解。&lt;関口主査（第2回）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時用公衆電話のアクセス回線に係る費用を算入した接続料原価のうち、他事業者の接続料により負担されているのは他事業者利用分であるため、交付金により補填する対象がNTT東西利用分に係る赤字であれば、<u>接続料との間においては二重回収が生じないため、調整は不要ではないか。</u></li> </ul>

## その他（当初設定していた検討事項以外に提示された事項）

項目	関連する主なご意見	整理の方向性
現行の原価と補填額の算定方式の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入電話の赤字が引き続き拡大すると見込まれることを踏まえ、LRICモデルを用いた原価算定、ベンチマーク方式による補填額算定を廃止し、実際に生じている赤字を直接補填する制度に見直すべきではないか。&lt;NTT東西（第2回）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LRICについての接続政策委員会における議論も踏まえて検討を行うことが適当ではないか。</li> </ul>
新技術によるユニバーサルサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終保障提供責務の履行に当たり多大なコストを要するエリアにおいては、衛星通信をはじめとするNTN※等の新技術を導入することについて検討を行うべきではないか。&lt;NTT東西（第2回）&gt;</li> </ul> <p>※ Non-Terrestrial Network（非地上系ネットワーク）。</p>	
加入電話の補填に係るベンチマークにおける2σの撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入電話のベンチマークの2σについては、元々、国民負担を抑制し、番号単価を7円以下にするため、「当分の間」の措置として設けられたものであり、番号単価が2円程度となっている現状においては撤廃するべきはないか。&lt;NTT東西（第2回）&gt;</li> <li>2σについては、現在、番号単価が2円程度と低廉なので、短期的に見直しても良いのではないか。&lt;相田主査代理（第2回）&gt;</li> <li>2σについては、「当分の間」の措置なのだから、NTT東西の主張にも合理性がある。今後は、番号単価の上限額を決めた上で、算定式を変更するのではなく、モバイルやNTNなどの新たな技術を取り入れることにより対応していくべきではないか。&lt;砂田委員（第2回）&gt;</li> <li>NTT東西の主張にも一定の合理性がある一方、電話というレガシーをどこまで厚く保護する必要があるのかについては別途慎重な検討が必要ではないか。&lt;三友委員（第2回）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話のユニバーサルサービスに係る交付金の規模や負担金の単価といった<u>制度全般に大きな影響を与える論点である</u>ため、<u>今後、最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討及びそれに伴う現行の交付金制度の見直し等の際に一體的に検討を行うべきではないか。</u></li> </ul>